

秋田県地域福祉推進委員会の政策要望・提言の取り組み

国への要望書提出

P 3

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 14 日 (月)
- 2 場 所 民主党秋田県総支部連合会
自由民主党秋田県支部連合会
- 3 内 容 (1) 児童福祉施設の最低基準の堅持について
(2) 私立保育所運営費の一般財源化反対について
- 4 対応者 民主党県連 寺田学事務所事務局長 他
自民党県連 村上事務局長 他
- 5 出席者 県保育協議会 田岡会長
県母子福祉協議会 兜森会長、
県児童福祉協議会 佐々木会長
県社協 高橋事務局長他 4 名

県・市町村への要望書提出

P 7

- 1 日 時 平成 22 年 1 月 13 日 (水)
- 2 場 所 県庁福祉保健部
県市長会事務局 (秋田市役所総務課内)
県町村会事務局 (秋田県市町村会館内)
- 3 内 容 児童福祉施設の最低基準の堅持について
- 4 対応者 県：中野健康福祉部長、各担当課長 他
県市長会：柿崎総務課長、丸谷副参事 他
県町村会：関事務局長 他
- 5 出席者 県保育協議会 田岡会長
県母子福祉協議会 兜森会長
県児童福祉協議会 佐々木会長
県社協 高橋事務局長他 3 名

県議会への要望書提出

P 9

- 1 日 時 平成 22 年 1 月 25 日 (月)
- 2 場 所 県議会事務局
- 3 内 容 児童福祉施設の最低基準の堅持について
- 4 対応者 県議会 富樫議長、小田副議長
- 5 出席者 県保育協議会 田岡会長
県児童福祉協議会 佐々木会長
事務局 2 名

県健康福祉部長への要望書提出

- 1 日 時 平成 22 年 4 月 27 日 (火)
- 2 対応者 県福祉政策課

県健康福祉部長等との意見交換会

P 1 0

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 19 日 (水) 午後 3 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 場 所 秋田県総合庁舎 (4 階 第 2 会議室)
- 3 内 容 (1) 政策要望項目について
(2) 政策要望に関する意見交換について
- 4 出席者 ○秋田県健康福祉部
中野部長、市川次長、鈴木次長、明石福祉政策課長、
小野長寿社会課長、菅原障害福祉課長、深井子育て支援課長、
佐々木政策監 他
○地域福祉推進委員会
本橋委員長、鈴木副委員長
○政策要望団体
市町村社会福祉協議会連絡協議会 鈴木会長 (副委員長兼)
県社会就労センター協議会 石川会長
県児童福祉協議会 山田副会長、富樫副園長 (聖園天使園)
県社会福祉士会 佐藤事務局長
県介護支援専門員協会 福本会長
○県社会福祉協議会
高橋事務局長他 4 名

市町村への要望書提出

P 1 7

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 26 日 (水)
- 2 場 所 県市長会事務局 (秋田市役所総務課内)
県町村会事務局 (秋田県市町村会館内)
- 3 内 容 市町村への政策要望について
- 4 対応者 県市長会 : 柿崎総務課長、丸谷副参事
県町村会 : 藤嶋事務局次長
- 5 出席者 地域福祉推進委員会 鈴木副委員長、事務局 2 名

平成21年12月14日

(衆議院・参議院議員)

様

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 佐々木 満

秋田県地域福祉推進委員会
委員長 本 橋 豊

秋 田 県 保 育 協 議 会
会 長 田 岡 清

秋 田 県 児 童 福 祉 協 議 会
会 長 佐々木 久仁明

秋 田 県 母 子 福 祉 協 議 会
会 長 兜 森 和 夫

児童福祉施設の最低基準に関する要望書

秋田県社会福祉協議会は、県内の社会福祉協議会、福祉施設、民生委員など福祉を推進する各種組織とのネットワークにより、地域福祉の推進、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整、活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、本県の社会福祉の増進に努めています。

このたび、地方分権改革推進委員会「第3次勧告」(平成21年10月7日)において、国が定める「福祉施設等の最低基準」については、廃止又は条例に委任する勧告が行われました。また、その後11月12日に「第3次勧告」における保育所の設置基準について内閣府と厚生労働省の大臣政務官折衝が行われ、折衝後の内閣府のコメントを要約すると次のとおりでした。

- 今回の地方分権改革の本旨は、待機児童解消ではなく、地域主権のための改革
- 一時的措置では地域主権のための改革とは言えない
- 東京等に委ねられるなら、全国の自治体に委ねることも可能なはず。
- 勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数は「標準」とし、居室面積基準等及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき

「福祉施設等の最低基準」は、国民・利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できるよう、最低限必要な設備等の基準として国が定めているものです。そのため、「福祉施設等の最低基準」は、ナショナルミニマムとして福祉の根幹を成すものであり、廃止又は条例に委任することは、断固として反対します。

地方自治体による地域の実情を踏まえた基準は、ナショナルミニマムである最低基準に上乗せする内容で設定されることが、地方分権の本旨と考えます。

子どもの育つ保育環境を国として保障してください。

1. 地方分権改革推進委員会の勧告における施設等最低基準の地方自治体への委任について、断固反対します。
2. 国による保育所等の設置基準の堅持を要望します。

平成21年12月14日

(衆議院・参議院議員)

様

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 佐々木 満

秋田県地域福祉推進委員会
委員長 本 橋 豊

秋 田 県 保 育 協 議 会
会 長 田 岡 清

秋 田 県 児 童 福 祉 協 議 会
会 長 佐々木 久仁明

秋 田 県 母 子 福 祉 協 議 会
会 長 兜 森 和 夫

私立保育所運営費の一般財源化は断固反対します。

国として子どもの育ちを保障してください。

子ども手当の財源をめぐり、私立保育所運営費を一般財源化してはどうかということが浮上していることに対し、秋田県内の認可保育所をはじめ全国2万1千カ所の認可保育所を会員とする全国保育協議会とともに子どもの育ちを支えてきた立場から、断固、反対します。

1. 国として子どもの育ちを保障してください

- (1) 地方財政が逼迫しているなか、私立保育所運営費を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退させることとなります。待機児童対策、少子化対策を進めるためには、国が財源を確保し保育所を整備・運営することが必要不可欠です。
- (2) 民間保育所運営費の地方への移譲は、国が子どもの育ちを保障する児童福祉の理念を覆すものです。今回の動きは、児童入所施設措置費等にも波及するものであり、反対します。

2. 保育はもとより、社会的養護分野において深刻な自治体間格差をさらに拡大させます

- (1) 平成 16 年度の公立保育所の一般財源化は禍根を残しました。公立保育所保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どものための保育材料費や保育士等職員の研修費が削減される等、子どもを育む環境に厳しい問題が生じています。国の責任として、すべての子どもの育ちを保障することが求められます。
- (2) 地方財政が逼迫しているなか、移譲されれば、保育はもとより社会的養護が必要な子どもや、DV被害を受けた母子の支援を後退させるところとなります。

社会的養護分野は、地方自治体間の格差が拡大しています。国の関与をなくし、格差をさらに拡げることには断固反対します。

平成 22 年 1 月 25 日

県議会富樫議長（中）と小田副議長（左）に要望書を手渡す田岡会長（右）



平成 22 年 1 月 13 日

(秋田県知事・県市長会・県町村会)

様

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 佐々木 満

秋田県地域福祉推進委員会
委員長 本 橋 豊

秋 田 県 保 育 協 議 会
会 長 田 岡 清

秋 田 県 児 童 福 祉 協 議 会
会 長 佐々木 久仁明

秋 田 県 母 子 福 祉 協 議 会
会 長 兜 森 和 夫

福祉施設の最低基準に関する要望書

秋田県社会福祉協議会は、県内の社会福祉協議会、福祉施設、民生委員など福祉を推進する各種組織とのネットワークにより、地域福祉の推進、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整、活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、本県の社会福祉の増進に努めています。

このたび、地方分権改革推進委員会「第3次勧告」(平成21年10月7日)において、国が定める「福祉施設等の最低(指定)基準」については、廃止又は条例に委任する勧告が行われました。また、その後11月12日に「第3次勧告」における保育所の設置基準について内閣府と厚生労働省の大臣政務官折衝を経て12月15日の閣議で次のとおり「地方分権改革推進計画」を決定しております。

「地方分権改革推進計画」（児童福祉施設関係部分の抜粋）

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。
- 条例制定の基準については、医師などの職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」
- 施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」
- その他の設備及び運営に係る基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。
なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

「福祉施設等の最低（指定）基準」は、国民・利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できるよう、最低限必要な設備等の基準として国が定めているものであります。そのため、「福祉施設等の最低（指定）基準」は、ナショナルミニマムとして福祉の根幹を成すものであり、廃止又は条例に委任することには、反対をしてきたところであります。

つきましては、今後、一括法案として国会で採択され、地方自治体による地域の実情を踏まえた条例による基準づくりがなされる場合には、地方主権の本旨に基づき、次のように要望いたします。

子どもの育つ保育環境を保障してください。

1. 現在のナショナルミニマムである児童福祉施設等の設備及び運営に関する最低(指定)基準を下回らないでください。
2. 条例等の基準づくりにあたっては、関係者の意見を十分聴取され、その意見を反映してください。

平成22年1月25日

秋田県議会議長

富 樫 博 之 様

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 佐 々 木 満

秋田県地域福祉推進委員会
委員長 本 橋 豊

秋 田 県 保 育 協 議 会
会 長 田 岡 清

秋 田 県 児 童 福 祉 協 議 会
会 長 佐々木 久仁明

秋 田 県 母 子 福 祉 協 議 会
会 長 兜 森 和 夫

福祉施設の最低基準に関する要望書の提出について

秋田県社会福祉協議会は、県内の社会福祉協議会、福祉施設、民生委員など福祉を推進する各種組織とのネットワークにより、地域福祉の推進、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整・活動支援、各種制度への改善の取り組みなど、本県の社会福祉の増進に努めています。

この度、国においては「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、「地域主権推進一括法」として次の国会に上程される予定であります。地域主権推進一括法においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(児童福祉法第45条第2項)を条例に委任することが盛り込まれております。

こうした情勢から、秋田県における条例制定にあたっての特段の配慮をお願いし、本日、知事あてに別添要望書を提出させていただいたところであります。

秋田県議会におかれましても、秋田の子どもたちの健やかな育ちを保障する政策を展開していただく意味から、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

秋田県地域福祉推進委員会の政策要望に対する回答

1	<p style="text-align: center;">日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の専門員の処遇改善 及び増員について （市町村社会福祉協議会連絡協議会）</p>
	<p>本県における日常生活自立支援事業の実施体制は、平成 21 年度末で基幹的社協 5 か所、専門員 5 名体制で利用者 231 件を支援しており、専門員一人あたり平均で約 45 件の契約件数を抱えている現状で、相談件数も平成 21 年度で 2,487 件と年々増加傾向にあります。</p> <p>国では、専門員一人あたりの契約件数が 35 件を超える場合、基幹的社協の増設や専門員の増員が必要であるとし、平成 19 年度からの 4 年間で全市に基幹的社協を設置する方向を示しています。</p> <p>また、専門員の処遇に関しても、国では社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を有する者として補助財源を確保していますが、本県の専門員の処遇は嘱託職員程度であり、専門資格を有する職員の確保は難しい状況にあります。</p> <p>さらに、本県の場合は専門員の担当地域が広いこともあり、高齢化の進行に伴い増加するであろう判断能力の衰えた高齢者の安全・安心な暮らしを支えるセーフティネット機能を十分に発揮できないことが想定されます。</p> <p>そこで、専門員が効率的に事業を進め、相談を受けやすい体制を確保するため、市単位の基幹的社協の増設をお願いするとともに、専門性が高く、知識と経験が求められる職務内容に鑑み、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者を正規職員として確保できるよう専門員の処遇改善のための予算措置もお願いいたします。</p>
	<p>【福祉政策課長】</p> <p>本県の状況から、本事業の役割はさらに増大してきていると認識しており、健康福祉部としても重点事業として力を傾注したい。平成 11 年度の事業開始時には大館、秋田、横手の 3 か所、平成 19 年に能代、21 年に大仙、今年度は鹿角に新たに増設しており、総事業費で見ても昨年度比で 17% 増となっている。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり専門員一人あたりの件数が国で示している 35 人を超えている事実があるため、利用者数等の地域バランスを考慮しながら基幹的社協の増設と専門員の増員について検討していきたい。</p> <p>また、専門員の処遇については、本県の厳しい財政状況もあるが、引き続き県社協と協議しながら検討していきたい。</p>

2	<p>地域自立支援協議会の実効性のある運営と授産施設及び就労支援事業者への官公需の促進について (秋田県社会就労センター協議会)</p>
	<p>1. 地域自立支援協議会の実効性のある運営</p> <p>市町村には、障害者等が地域で自立した生活を送ることができるよう地域の障害福祉に関するシステムづくりを協議する場として地域自立支援協議会の設置が求められており、障害者等からの相談対応や困難事例及び家庭環境等を調整するためのネットワークづくりなどの役割が期待されています。</p> <p>しかし、残念ながら設置に至っていない市町村があり、既に設置している市町村でも取り組みに差があるのが現状で、求められる役割・機能を十分に果たしていない状況が見受けられます。</p> <p>例えば、入所施設からグループホームへ移行し、企業で就労していた利用者が、家庭の経済的理由で契約を解除され、自宅での生活を余儀なくされているケースも見られるようになり、中には、友達もおらず日中の活動場面もなく、「寂しい、ホームに帰りたい、仕事をしたい」と切実に訴える例も出てきております。</p> <p>これらについては、地域自立支援協議会の設置主体である市町村の責務が大きいと考えられることから、市町村はこうした地域の実情や障害者等の情報を的確に把握し、障害者等の自立に向けた支援のため、一日も早い地域自立支援協議会の設置や体制強化を図る必要があります。このことから、協議会の本来の役割・機能を果たせるよう市町村に対して指導してくださるようお願いいたします。</p> <p>2. 授産施設や就労支援事業者への官公需の促進</p> <p>近年の急速な不景気により、授産施設や就労支援系事業所は企業の倒産や規模縮小に伴い大きな打撃を受けています。利用者への工賃を上げるどころか、工賃の維持すらできない状況であり、事態は深刻さを増しています。</p> <p>このような状況に鑑み、国では、市町村の官公需と福祉施設の連携を示していますが、現状ではほとんど進んでおらず、また一施設で取り組めることにも限界があります。</p> <p>そこで、官公需により授産施設や作業所等へ安定的に仕事が発注され、障害者の就労支援や工賃水準の向上につながるよう、県単独の「共同受注窓口組織」設置などの仕組みづくりとともに、県・市町村・関係機関等への指導強化をお願いいたします。</p>

【障害福祉課長】

地域自立支援協議会は平成 21 年度末で 21 市町村に設置済みで、今年度は 1 市 1 町に設置予定であり、未設置の 1 町 1 村にも設置を働きかけていきたい。

御指摘のとおり協議会の活性化が求められるが、まだ歴史の浅い協議会であり、第 174 回通常国会に提出している「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」では自立支援協議会を法的に位置づけるとしているため、そうなれば市町村の取り組みも変わると思われる。いずれ県では新たに県アドバイザーを確保し、協議会の役割・機能を充実させていきたい。

共同受注については、県単独の設置は難しいが、ブロック単位での設置の可能性を探りたいため、少し時間をもらいたい。

また、平成 21 年度から、「障害者施設等工賃倍増支援事業」における「工賃向上アドバイザー派遣事業」では中小企業診断士を事業所に派遣し、「授産施設等活性化支援事業」では生産技術等のノウハウを持つスタッフを派遣しており、今後も継続して実施していきたい。

なお、障害者の自立に向けた支援の一環として、昨年 10 月に県とローソンが結んだ「連携と協力に関する包括協定」において、ローソン新屋島木町店に授産施設製品を陳列しており、この小さな取り組みが全県的に広がることを期待している。



3	<p>児童虐待防止対策の充実について</p> <p style="text-align: right;">(秋田県児童福祉協議会)</p>
	<p>秋田県要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待に関する施策等について検討しておりますが、児童虐待が全国的に後を絶たない現状で、関係機関による県段階での緊密な児童虐待防止ネットワークの必要性が高まっています。</p> <p>また、児童虐待防止法で住民の通告を義務付けていますが、本県において実際に通告に至ったケースは平成 21 年度で約 215 件と前年度の 249 件から減少しており、全国的に件数が増加しているなかで、むしろ潜在化しているケースがあると考えられます。</p> <p>そのため、児童・母子福祉施設職員のみならず、民生児童委員などにも対象を広げ、児童虐待に関するテーマで年数回の研修会を開催するなど、相談支援のスキルアップや関係者とのネットワーク構築、早期発見につなげる必要があります。</p> <p>そこで、児童虐待の実態を広く県民にも啓発し、児童虐待防止法に規定する通告義務や人権に対する認識を深めるため、全県的な視点で児童虐待防止対策の充実をお願いいたします。</p> <p>【子育て支援課長】</p> <p>児童虐待のない社会を目指すために、例年 11 月を児童虐待防止推進月間としてオレンジリボンキャンペーンを実施し、街頭での「SOSカード」等の配布やイルミネーション看板の設置、情報誌、ラジオ放送などを通じて県民啓発に努めており、今後も継続して取り組みたい。</p> <p>研修会については昨年度は 1 回のみであったが、今年度は県北・県央・県南 3 か所でのシンポジウム形式での開催を予定している。</p> <p>また、虐待者の半数が実母であるため、母親の子育ての不安や悩みを軽減することも必要と考え、親支援プログラム啓発事業として実施している「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」の補助対象を昨年度より拡大して実施し、児童虐待の未然防止につなげたい。</p>

4	<p>児童福祉施設における「基幹的職員」の養成について (秋田県母子福祉協議会)</p>
	<p>児童福祉施設においては、子どもの抱える背景が多様化・複雑化するなか、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケア及び自立支援に向けた取り組みが求められています。</p> <p>そのため、国では支援に際して一層の専門性が求められていることに鑑み、施設内でのスーパービジョン体制を確立すべく「基幹的職員(スーパーバイザー)の配置」を進めております。</p> <p>被虐待児やDV被害者、精神・人格障害者などを適切に支援するためには、自立支援計画の見直しとその進行管理、関係機関や職員等の連携など、スーパービジョンを行う職員の配置とスキルが欠かせない状況にあります。</p> <p>そこで、他の都道府県では既に予算化して基幹的職員を養成している現状もあるため、本県においても早急に養成できるよう所要の予算措置をお願いいたします。</p>
	<p>【子育て支援課長】</p> <p>社会的養護は非常に重要であるが、精神的疾患を抱える施設利用者など、現場では大変難しい課題を抱えていると認識している。</p> <p>国では平成21年度から、施設の中心的担い手となる「基幹的職員研修事業」の創設と、研修講師を務める「指導者養成講習」を実施している。県としては、基幹的職員を養成するための指導者を養成することが先決と考えている。</p> <p>指導者養成研修は5コースを受講する必要があるため、今年度の受講状況をみながら平成23年度の予算確保に向けて要望し、早急に基幹的職員を養成できるよう取り組みたい。</p>



5	<p>行政関係機関への社会福祉士任用の促進について</p> <p style="text-align: right;">(秋田県社会福祉士会)</p>
	<p>社会福祉士は、福祉の専門職として社会福祉施設や医療施設において年々採用されてきており、それぞれの場で県民への生活支援に携っております。</p> <p>現在、生活福祉課題の多様化・複雑化が進行するなかで、行政機関や市町村社協など住民生活に直接関わる部分への相談支援と専門職の配置が求められております。</p> <p>とりわけ、全国的に社会問題となっている児童虐待は一向に後を絶たず、特に都市部においては児童相談所の児童福祉司による対応の限界が課題として浮き彫りになっています。</p> <p>そこで、県民の生活福祉課題やニーズに対応し、地域で安心して生活できる地域社会のネットワーク構築や、課題の解決に向けた政策立案とその実践に専門職である社会福祉士が関われるよう行政・関係機関における社会福祉士の配置と、司法福祉（更生保護）や労働福祉（ハローワーク）、教育福祉（学校ソーシャルワーク）など、福祉の周辺分野においても社会福祉士の任用を促進するようお願いいたします。</p>
	<p>【福祉政策課長】</p> <p>県内行政機関で就労している社会福祉士の状況を調査したので、その結果について説明したい。</p> <p>まず、県では現在、社会福祉士であることを条件とした採用は行っていないが、非常勤で生活保護受給者の就労支援員を1名採用している。</p> <p>市町村や公立施設などでは、16市町村で41名の有資格者が勤めている。</p> <p>司法福祉関係では、矯正施設入所者の出所後の社会復帰を支援する「地域生活定着支援事業」で1名を雇用している。</p> <p>一方、教育福祉ではスクール・ソーシャル・ワーカーが4名おり、労働分野でも雇用労働相談員を設置しているが、社会福祉士を採用するまでには至っていない。</p> <p>今後は、社会福祉士が活躍する場面が増えると思うが、一方で財政的な制約も厳しさを増しており、関係機関や社会福祉士会とも連携しながら働きかけを行ってきたい。</p>

6	<p>認知症高齢者の生活と介護実態調査の実施について (秋田県介護支援専門員協会)</p>
	<p>国では、2015年には約250万人が認知症になると推計しており、本県においても約23,000人もの方が認知症になるとの予測がされています。</p> <p>また、認知症高齢者の介護疲れを原因とした介護者による殺人事件が報道されるなど、不幸な事件が後を絶たない状況にあります。</p> <p>これまで、認知症高齢者を対象とした調査はあまり行われていませんが、認知症高齢者の全体像を適切に把握することで、今後の施設整備や居宅サービス新設など受け皿の充実にも寄与していくことが可能となります。</p> <p>さらには、認知症を正しく理解し、認知症高齢者を取り巻く現状を把握することで、保健・医療・介護・福祉の連携が強化され、家族の介護負担感の緩和や介護意欲の維持・向上にもつながると考えます。</p> <p>そこで、認知症に対する偏見をなくし、認知症高齢者を巻き込んだ悲惨な事件を未然に防ぐためにも、県主導で各市町村の実態を把握するとともに、県民への啓発活動など早期に対応策を検討して下さるようお願いいたします。</p>
	<p>【長寿社会課長】</p> <p>本県では、医師や介護職員に対する研修などのほか、全国展開されている認知症サポーター、キャラバンメイトの養成にも取り組んでおり、認知症に対する理解は着々と進んでいるものと考えている。</p> <p>また、今年度からの事業として認知症コールセンターを秋田県長寿社会振興財団に設置して相談窓口を開設しているほか、湯沢市と羽後町をモデル地域として、地域住民が協力して認知症の方や家族を支える体制をつくり、その成果を県内に普及させることを目的とした事業をスタートしている。</p> <p>御要望のある認知症の実態調査については、認知症の方や家族が必ずしも医療機関を受診しているとは限らず、直ちに調査するのは難しいが、上記事業等を通じて認知症の方の生活や介護の実態等を把握しながら認知症対策を進めていきたい。</p>

要 望 項 目

平成22年5月26日

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
会 長 佐々木 満

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
地 域 福 祉 推 進 委 員 会
委員長 本 橋 豊

1	災害等緊急時における要援護者の安否把握や 避難等の支援体制構築について (市町村社会福祉協議会連絡協議会)
---	--

自然災害発生時には多くの高齢者等要援護者が被災しているため、事前に要援護者の把握や災害福祉マップを作成するなど、行政や福祉関係者、自治会等と連携した災害時における要援護者の支援方策が求められております。

全国民生委員児童委員連合会では、平成18年度から「災害時一人も見逃さない運動」を進めており、災害時におけるニーズ把握や安否確認体制・支援体制の構築に向け、本県各市町村民生児童委員協議会でも取り組みを強化し、市町村社会福祉協議会と連携しながら要援護者台帳の整備や日常の見守り活動に力を入れております。

また、市町村行政の災害時要援護者避難支援プラン作成においては、市町村社会福祉協議会や民生児童委員協議会等と要援護者に関する情報を共有しながら、連携・支援体制を構築していくことが必要と考えます。

しかしながら、個人情報保護の問題から、要援護者に関する情報が行政から得られない場合が多く、円滑な情報共有が行われていない現状が見受けられます。

そこで、非常時の支援体制を実効性あるものとしていくため、行政や福祉関係者が要援護者の情報を共有し、それぞれの役割分担や避難経路を明確にしながら、安否確認等の具体的な対応が可能になるよう連携を強化していただきたい。

2	地域自立支援協議会の実効性のある運営と 授産施設及び就労支援事業者への官公需の促進について (秋田県社会就労センター協議会)
---	--

1. 地域自立支援協議会の実効性のある運営

市町村には、障害者等が地域で自立した生活を送ることができるよう地域の障害福祉に関するシステムづくりを協議する場として地域自立支援協議会の設置が求められており、障害者等からの相談対応や困難事例及び家庭環境等を調整するためのネットワークづくりなどの役割が期待されています。

しかし、残念ながら設置に至っていない市町村があり、既に設置している市町村でも取り組みに差があるのが現状で、求められる役割・機能を十分に果たしていない状況が見受けられます。

例えば、入所施設からグループホームへ移行し、企業で就労していた利用者が、家庭の経済的理由で契約を解除され、自宅での生活を余儀なくされているケースが増えています。友達もおらず日中の活動場面もなく、「寂しい、ホームに帰りたい、仕事をしたい」と切実に訴えている障害者等に対し、措置時代であれば福祉事務所担当者が家庭訪問するなどして調整役を担っていましたが、現状では調整すらなく、契約終了とともに支援も途絶えている状況です。

これにより、障害者自立支援法によって障害者等の自立を阻害している結果となっており、地域自立支援協議会の設置主体である市町村の責務が大きいと考えます。

そこで、こうした地域の実情や障害者等の情報を的確に把握し、障害者等の自立に向けた実効性ある地域自立支援協議会の設置を推進するとともに、協議会の本来の役割・機能のさらなる充実をお願いいたします。

2. 授産施設や就労支援事業者への官公需の促進

近年の急速な不景気により、授産施設や就労支援系事業所は企業の倒産や規模縮小に伴い大きな打撃を受けています。利用者への工賃を上げるどころか、工賃の維持すらできない状況であり、事態は深刻さを増しています。

このような状況に鑑み、国では、市町村の官公需と福祉施設の連携を示していますが、現状ではほとんど進んでおらず、また一施設で取り組めることにも限界があります。

そこで、官公需により授産施設や作業所等へ安定的に仕事が発注され、障害者の就労支援や工賃水準の向上につながるよう、市町村段階における官公需の促進をお願いいたします。

3	市町村における児童虐待防止体制の強化について (秋田県児童福祉協議会)
---	--

市町村には、児童福祉法に基づき要保護児童対策地域協議会が設置され、児童虐待の未然防止策や早期発見システムの構築、被虐待児や保護者等への支援方法など、関係者と連携した児童虐待への対応が求められております。

しかしながら、市町村によっては取り組みや活動に差があり、本来の役割・機能を十分に果たせていない状況が見受けられます。

一方で、地域ぐるみで子どもを育てる環境が失われつつあるなか、改めて町内会段階における子育て環境の育成や、児童虐待に関する早期発見システム及び支援方法の構築が求められています。

そこで、地域住民が支え合い、見守り合いながら子育てに取り組み、そこから児童虐待の防止と早期発見につなげるよう、要保護児童対策地域協議会においても町内会段階のネットワークづくりや意識啓発などに向けた働きかけをお願いいたします。

4	市町村行政機関への社会福祉士任用の促進について (秋田県社会福祉士会)
---	--

社会福祉士は、福祉の専門職として社会福祉施設や医療施設において年々採用されてきており、それぞれの場で住民への生活支援に携っております。

現在、生活福祉課題の多様化・複雑化が進行するなかで、市町村行政や市町村社協など住民生活に直接関わる部分への相談支援と専門職の配置が求められております。

とりわけ、全国的に社会問題となっている児童虐待は一向に後を立たず、特に都市部においては児童相談所の児童福祉司による対応の限界が課題として浮き彫りになっています。

そこで、住民の生活福祉課題やニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会のネットワーク構築や、課題の解決に向けた政策立案とその実践に専門職である社会福祉士が関われるよう行政・関係機関における社会福祉士の任用を促進するようお願いいたします。